

03 調査の方法

以下の方法で調査を行います。

< 1次調査 >

- ① 市が委託した調査員（調査委託業者）が、2人一組で調査地区を巡回しながら調査します。
- ② 調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面などの資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ③ 照合・確認にあたっては、原則、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等を行う場合もあります。
- ④ お留守（ご不在）の場合でも照合・確認させていただきます。
- ⑤ 原則、家（建物）の中に立ち入ることはありません。

< 2次調査 >

これらの調査の結果、改めて家の内部の調査が必要となることがあります。その際は、調査員があらかじめご都合などお尋ねし、日程の調整を行ってから調査を行いますので、ご協力をお願いします。

04 調査員

調査員は、調査員であることがすぐわかるように、『家屋調査員』の黄色の腕章と身分証明書（名札）を着用しています。

調査委託業者

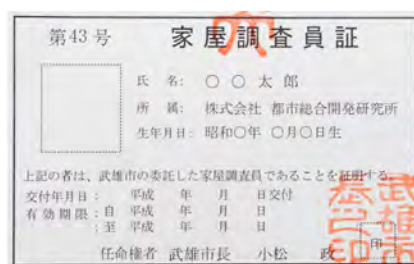
(株)都市総合開発研究所

■ 日程のお問い合わせ先 ☎ 0120-25-6603

問い合わせ時間 9:00から18:00(平日のみ)



腕章着用イメージ



身分証明書(名札) 見本

05 調査の結果

今回の調査により課税されていない家屋（増築を含む）が確認されると、新たに家屋課税台帳を作成します。その結果、固定資産税額が変わる場合は、平成33年度の課税分から反映されます。



調査員のなりすましにご注意ください！

今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。

また、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器・消火器を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることは決してありません。

詳しくは 税務課 資産税係 ☎0954-23-9220

皆さまのご協力を
よろしくお願いいたします！



税務課 中村

税務課 丸田

建物を所有されている皆さんが対象です！！

家屋全棟調査 へのご協力のお願い

武雄市では市内の全家屋を対象に、家屋の全棟調査を行います。この調査は、固定資産税の家屋課税台帳に登録している事項（所在地番、種類、構造、床面積等）と現況とを、現地において比較・照合することにより、増築や未調査による課税漏れ、または取り壊し等がある家屋を調査・確認するものです。

すでに課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行うためのものです。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

01 調査の時期

調査の時期は、次表のとおり予定しています。

調査地区	調査時期（予定）
山内町全域	平成30年11月中旬～平成31年3月中旬
北方町全域	平成31年2月上旬～平成31年5月中旬
朝日町全域	平成31年5月中旬～平成31年7月下旬
若木町全域	平成31年7月下旬～平成31年9月中旬
武内町全域	平成31年9月中旬～平成31年10月下旬
橘町全域	平成31年10月下旬～平成31年12月中旬
東川登町全域	平成31年12月中旬～平成32年1月下旬
西川登町全域	平成32年1月下旬～平成32年2月下旬
武雄町全域	平成32年2月下旬～平成32年8月下旬

※調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します。

02 調査の対象

市内に存在するすべての家屋が調査対象となります。

ただし、屋根だけの建物など、家屋としての要件を備えていない構築物は、調査対象外です。

※参考 家屋課税台帳登録数 約38,000棟（増築部分も1棟換算）

※固定資産税の課税対象となる家屋とは？

以下の条件をすべて満たしている建物をいいます。

- ① 土地に定着して建造されているもの。（基礎があるもの）
- ② 屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③ 居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。

※車庫や小屋なども面積の大小にかかわらず、課税対象に該当すれば固定資産税がかかります。

